

埼玉東部法律事務所主催

法案自体が憲法違反！ 今国会での成立阻止！

戦争法制を許さない 緊急学習会

～戦争法制が生み出す社会は～

昨年7月集団的自衛権の行使容認を閣議決定した安倍政権は、それを具体化する関連法案（＝戦争法制）を、この5月中旬に国会に提出し、今国会での成立をねらっています。「国の存立」「切れ目のない対応」これらをキーワードに、あらゆる場面において自衛隊を派兵し、軍事力を背景とした国づくりに大きく転換させようとしています。憲法9条を蹂躪し、戦後日本が築いてきた平和主義を投げ捨て、完全に日本を戦争する国につくりかえるものです。

戦争法制の法案の中身を分析し、戦争法制の背景とねらいはなにか、戦争法制が何をもたらすのかを考えていきたいと思えます。そして、どう対抗していくのか、皆さんとも意見交換し、戦争法制阻止のため、しっかりと学びあいましょう。多くの方のご参加をお待ちしています。

日時： **6月3日(水) 18:30より**

場所： **越谷市中央市民会館4階 第13～15会議室**

講師： **弁護士 佐々木新一**

※越谷市越ヶ谷 4-1-1 (越谷市役所の側)

【お問い合わせ先】

埼玉東部法律事務所 〒343-0816 越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階
TEL048-965-2600 FAX048-965-2627 (担当：大内、中谷、茂木)

※ 資料等準備のため参加申込にご協力ください。FAX またはお電話で。(参加費無料)

参加申込 (FAX : 048-965-2627)

_____名 参加します

住所 OR 団体名 _____

お名前 _____